

消費生活トラブルに「注意!!」

契約や商品購入に関するトラブル、身に覚えのない架空請求、「元本保証」「高配当」をうたった投資の勧誘等、消費生活に関するトラブルは後を絶ちません。

このような消費生活トラブルを防止するため、特に相談が多い事例を紹介します。

【ケース①】 申し込んでいない商品が送られてきた

知らない業者から、突然「以前申し込んだ健康食品を送る」と電話があった。心当たりがないと伝えると、「先月申し込んでいます。受注生産だからキャンセルはできない」と言われた。翌日、代引配達で商品が届いた。仕方なく代金を支払って受け取ったが、やはり注文していないので、代金を返してほしい。

アドバイス①

消費者が申し込んでいないのに「商品を送る」と電話をかけ、拒否されても商品を送りつけ代金を請求する業者が

います。このような業者は、商品の発送を拒否した消費者に、「申し込んだときの会話を録音している」「裁判をおこなす」と不安をあおるようなことを言うときもあります。

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければはっきりと断りましょう。また、商品が送られてきたときは、受け取りを拒否しましょう。

【ケース②】 「絶対にもつかる」「高配当」と説明された投資勧誘

自宅に知らない会社からパンフレットが送られてきた。その後、その会社から電話があり、「パンフレットは届いているか。このパンフレットは限られた人しか手に入らない。うちの会社に500万円投資してくれば、毎月10万円の配当が出る。絶対にもつかる」と説明された。預けるだけでもつかるならいいと思い、500万円投資した。

その後、毎月配当が入るのを楽しみにしていたが、4回目から配当が入らなくなった。

心配して会社に電話したところ、「現在使われておりません」とアナウンスが流れ、連絡がつかなくなった。

アドバイス②

「絶対にもつかる」「元本保証」と言って勧誘することは禁止されています。また、勧誘してきた業者が省庁に届出をしていますが、業者の信用性を保証しているわけではありません。

一度払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。もうけ話は安易に信じないようにならないう。また、よくわからない商品には手を出さないようにしましょう。

また、過去に投資で被害に遭った人に「過去の損失を取り戻す」といって、新たな投資を勧誘する業者もいますので、注意が必要です。

【ケース③】 貴金属の押し買い

「貴金属などを無料で査定する」といって業者が自宅に来た。無料ならと思いアクセサリーの査定をお願いしたところ、「他にはないのか」としつこく言われ、売る気はないのにアクセサリ5点を1

万5、000円で強引に買い取られた。怖くてそのときは断れなかったが、もともと売るつもりはなかったたので、アクセサリを返してほしい。

アドバイス③

売る前に、買い取り条件を確認しましょう。売るときには業者の連絡先が明記された書類を必ず受け取ってください。また、売る気がなければはっきりと断りましょう。

「押し買い」の場合でもクーリング・オフ制度が導入されました。強引に物品を買い取られたとしても、返還してもらえない可能性がありますが、諦めずにご相談ください。

「注意ください!!」

最近、申し込んだ覚えのない商品や資料が届いて困っているという相談が相次いでいます。第三者が相談者やその家族になりすまして、商品購入の申し込みや資料請求をしていることが原因のようです。申し込んだ覚えのない商品が届いたら、開封せず速やかに消費生活相談窓口又は警察へご連絡ください。
★商工課 ☎1175、本庄警察署 ☎0110

消費生活相談窓口のご案内

事例のような被害に心あたりのある人、その他消費者トラブルでお困りの人は、消費生活相談員が対応しますので、ぜひご相談ください。相談は無料です。

また、被害には遭っていなくても、怪しい勧誘や訪問を受けた場合は、消費生活相談窓口まで情報提供をお願いします。

○毎週月・水・木曜日（休日除く）

場所 商工課（市役所4階）

時間 9時30分～正午、午後1時～3時30分

★商工課 ☎1175

○毎週火・金曜日（休日除く）

場所 上里町役場2階産業振興課

時間 9時30分～正午、午後1時～3時30分

★上里町役場産業振興課 ☎01232

平成25年市議会第2回定例会

平成25年市議会第2回定例会が、6月3日(月)から24日(月)までの日程で開催されました。今議会では、市長提出議案として「本庄市子ども・子育て会議条例」、「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」、総額を歳入歳出それぞれ27億8、149万6、000円とする「平成25年度本庄市一般会計補正予算(第1号)」など21議案が上程されました。また、議員提出議案として「本庄市議会基本条例」、「本庄市議会議員政治倫理条例」など5議案が上程されました。22日間の審議において、26件すべての議案が原案通り可決・承認・同意され、閉会しました。

新たな人権擁護委員を紹介します

任期満了により退任された中野英枝氏に代わり、加川京子氏が、7月1日付で新たに法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。



加川京子氏
(銀座1丁目)

8月は

「人権尊重社会をめざす県民運動月間」です!

子ども・高齢者に対する虐待、女性への暴力、障害のある人への偏見など様々な人権問題が増加しています。またインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」はすべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

埼玉県では、8月を強調月間と定め、次のとおりイベント(入場無料、事前申込不要・先着順)を開催します。この機会にぜひご参加ください。

人権啓発フェスティバル「ヒューマンフェスタ2013さいたま」

日時 8月23日(金) 午前10時～午後4時
場所 大宮ソニックシティ

内容

- ①内藤大助さん(タレント・ボクシング元世界チャンピオン)による人権講演会
 - ②井上あずみさんとゆーゆさん(歌手)によるミニコンサート
 - ③県立浦和北高校演劇部による公演
 - ④人権作文表彰・発表ほか
- ★埼玉県人権推進課048-830-2255

10月1日から施行

空き家等のうち、特に危険な建築物を 除却する所有者等に補助金を交付します

市では、空き家等の管理を適正化することにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、衛生上の支障を除去し、安全で安心な住環境を確保するため、空き家等の所有者が自己の責任において空き家等を適正に管理することなどを定めた「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、10月1日から施行します。

補助対象空き家等

- ・1年以上使用のない市内の空き家
- ・周辺住民等へ及ぼす危険の度合いが要綱で定めた評点以上の建築物

補助対象者

- ・市税に滞納がない所有者や相続人

補助対象工事

- ・補助対象者が一定の資格を有するものに発注する補助対象空き家等の除却工事

補助金額

- ・補助対象工事に要した費用の2分の1(上限50万円)

※補助金を受けるには、除却工事着手前に補助金交付申請等の手続きを行う必要があります。

*補助金の詳細な基準等については、除却工事を行う前に、左記又は市ホームページ(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)にてご確認ください。

★都市計画課 ☎1136

